

熊本市農業委員会総会議事録

- 1 日時 平成25年4月8日(月)午後 3時00分 招集
- 1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所別館 駐輪場 8階大会議室
- 1 出席委員 48名
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 坂田 誠二 | 2番 福原 幸一 | 3番 谷口 憲治 |
| 4番 米村 昌昭 | 5番 牛島 國廣 | 6番 藤岡 照代 |
| 7番 宮本 隆幸 | 8番 林田 智博 | 9番 角居 登 |
| 10番 瀧口 幸司 | 11番 森 日出輝 | 12番 杉本 清和 |
| 13番 村上 義博 | 14番 網田 稔 | 15番 村中 英次 |
| 16番 南 順二 | 17番 角田 一誠 | 18番 嶋村 鎮雄 |
| 19番 春口 豊徳 | 20番 田中 求 | 21番 山口 謙藏 |
| 22番 松村造酒夫 | 23番 梅田 義弘 | 24番 清崎 勝矢 |
| 25番 牛嶋 弘 | 26番 渡辺 智明 | 27番 麻生 隆弘 |
| 28番 園田 操 | 29番 村上 智弘 | 30番 澤田 公俊 |
| 31番 村上 正春 | 32番 橋本 春利 | 33番 馬原 清隆 |
| 34番 一木 文雄 | 36番 北口 和皇 | 37番 古川 盛康 |
| 38番 吉田 一幸 | 39番 榊永 築 | 40番 西川 秀文 |
| 41番 成松 道敏 | 43番 杉浦 照雄 | 44番 志柿 茂喜 |
| 45番 内田 康喜 | 46番 前田 道弘 | 47番 藤本 照義 |
| 48番 田上 義則 | 49番 清田 政敏 | 50番 上田 芳裕 |

- 1 欠席委員 1名
35番 上田 守王

午後3時00分 開会

高橋補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成25年度第1回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中48名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき総会が成立しております。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。それでは、会長お願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中に、平成25年度第1回農業委員会総会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画など、また農業委員会の辞任同意審議が主な

ものとなります。総会の審議がスムーズに行くようによろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、会議に入るにあたり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記の指名をいたします。本日の議事録署名者に、25番の牛嶋弘委員と29番の村上智弘委員を、書記に西区分室の北野隆広主幹を指名いたします。よろしく申し上げます。

本日の議事は、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）」から第6号議案「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」まで6件と、追加議案「農業委員の辞任同意について」でございます。

それでは、議事に入ります前に、議案の訂正・取り下げ等あるようでございますので、事務局より説明をお願いします。よろしく申し上げます。

村上主幹

それでは、事務局から議案の訂正についてご説明いたします。

初めに、訂正箇所ですが、12ページをお開きください。5条の申請分です。12ページの17番です。12ページの17番ですが、こちらの土地の表示の欄になります。合計面積が3,293㎡とありますが、こちらを3,335㎡に訂正お願いいたします。3,335㎡に訂正方お願いいたします。

それから、申請の取り下げが3件出ております。

初めに、第4号議案ですが、9ページです。9ページの1番と2番が取り下げ願が出されておりますので、こちらは取り下げでお願いいたします。9ページの1番、2番が取り下げとなっております。

それから、もう一件取り下げがございまして、11ページになります。11ページの11番です。11ページの11番が取り下げとなっております。

それから、議案の差し替えですが、お手元に第5号議案のほうをお配りしておりますが、こちらが16ページと差し替えになります。16ページの差し替え分となります。

それから、もう一枚お配りしておりますのが、追加案件ということで、農用地利用集積計画の1件が追加案件として出ておりますので、よろしく申し上げます。

それから、議案の削除がございまして、19ページをお開きください。19ページの7番。こちらが議案から削除していただく分になります。19ページの7番が削除です。

それから、もう一件削除がございまして、37ページになります。37ページの42番です。37ページの42番、こちらも削除となっておりますので、削除でお願いいたします。

事務局からは、以上です。

議長 それでは、議案に入ります。
初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、28件でございます。
地元委員の報告にあたりましては、農地法第3条の第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いいたします。

48番 田上義則委員

1番、2番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。
1番は、所有権移転の申請でございますが、後継者への贈与でございます。別世帯ではございますが、これまで実家の農業に従事してこられ、許可後におきましても、従来どおり米を作付けされるということでございます。
次に、2番でございますが、こちらも所有権移転の申請でございます。譲受人は、譲渡人のお子さんとお孫さんで、経営農地の一部を経営移譲のため贈与されるものでございます。許可後の利用内容といたしましては、ジャガイモなどの露地栽培を作付けされる計画でございます。
以上、2件、先日の地区委員会で協議の結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番、2番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます3番。

47番 藤本照義委員

3番から5番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。
3番は、事業用地として譲渡された農地の代替地の取得です。経営内容は、米と麦が主で、許可後につきましては、麦の作付けを予定されております。
4番は、同一世帯内の親から子への贈与です。経営内容は、米と大豆で、申請地にも米と大豆を作付けされております。許可後におきましても今までどおり利用されます。

5番につきましては、経営拡張のための取得です。申請人は、会社勤めの傍ら農業に従事しておられ、主に露地野菜を作付けされております。許可後におきましても露地野菜の作付けを予定されています。

以上、3件、先日の地区委員会での協議の結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、3番から5番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして6番。

37番 古川盛康委員

6番から9番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番と7番は関連で、耕作の便宜上交換されるものです。

6番は、主にみかんと露地野菜を栽培されている農家の方で、許可後は露地野菜を栽培される計画です。

7番は、主に梅とみかんを栽培されている専業農家で、許可後は梅を栽培される計画です。

8番と9番も関連です。

8番は、兄への贈与で、9番は経営拡張による取得です。譲受人は、水稻とタマネギなどを栽培されている専業農家で、許可後はいずれも水稻を栽培される計画です。

以上、4件、先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討いたしました結果、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より6番から9番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当することに決定いたします。続きまして10番。

1 2 番 杉本清和委員

1 0 番から 1 4 番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 0 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、みかんを作られる専業農家で、許可後の申請地にもみかんを作られるそうです。

1 1 番は、独立就農するため、父より農地を贈与されるものです。先日の地区委員会で営農計画について聞き取りをいたしました。申請人の父がみかんを作っておられ、今までその手伝いをされてきましたが、今回独立され、許可後もみかんを作られる予定です。玉名市の農地も利用される予定です。

1 2 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、会社勤めの傍ら米や露地野菜を作られる兼業農家で、許可後の申請地には米を作られるそうです。

1 3 番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、菊を作られる専業農家で、許可後の申請地には、露地野菜を作られるそうです。

1 4 番も、同じく経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、みかんを作られる専業農家で、許可後の申請地にもみかんを作られるそうです。

以上、5 件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくご報告いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より 1 0 番から 1 4 番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして 1 5 番。

4 4 番 志柿茂喜委員

1 5 番から 1 8 番までについて、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 5 番は、譲受人が経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は、主に露地野菜を栽培されており、この申請地にもハウレンソウを栽培される計画です。

続きまして、1 6 番は、譲受人が今回の 5 条申請の転用に伴い農地が減少するため、その代替地として申請農地を取得される案件です。

譲受人は、主に米作りをされており、この申請地にも米を栽培される計画です。

17番は、譲渡人と譲受人が親子の関係で、子である後継者へ贈与される案件です。譲受人は、主に米作りをされており、この申請地にも米を栽培される計画です。

18番は、所有権移転の案件です。譲渡人、譲受人は、姉弟の関係で、申請地は2人の共有であり、姉の持ち分10分の6を弟に贈与されるものです。譲受人は、主に米を作付けされており、この申請地にも米を作付けされる計画です。

以上、4件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、15番から18番について、地元委員の報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして19番。

8番 林田智博委員

19番から22番につきまして、地区委員会での協議内容を報告します。

19番から21番は関連で、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は専業農家で、米を作られており、許可後も米を作られる予定です。

22番も、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は専業農家で、米と施設園芸のメロンを作付けされており、許可後は露地野菜を作られる予定です。

以上、4件、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、19番から22番について、地元委員の報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして23番。

28番 園田操委員

23番について先日の地区委員会での協議を報告します。

23番は、富合町にあります社会福祉法人の富合福祉会が農地を取得される申請です。本来、農業生産法人以外の法人は農地を取得できませんが「農地法施行令第6条第1項第1号ハ」で、社会福祉法人が運営する社会福祉施設運営のために取得されることは不許可の例外として認められております。今回、富合福祉会が運営する知的障害者施設の利用者及び入居者の就労支援、自立支援を目的として取得されるものです。先日の地区委員会において、現地にて聞き取りを行い、営農指導者と10名程度の入居者が農作業に従事される予定です。許可後は、米、タマネギ等を作付けされる計画です。収穫後は、施設で自家消費されます。

先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、23番について、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして24番。

38番 吉田一幸委員

24番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、譲受人が耕作の便宜上農地を取得される申請です。申請地は、譲受人の親族の宅地に接している農地であるため、購入され、今回申請されたものです。許可後は露地野菜を作付けされます。

以上、先日の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認されております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、24番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして 25 番。

23 番 梅田義弘委員

25 番から 28 番について地区委員会での協議状況を報告します。

25 番は、後継者である子どもへ贈与する申請です。譲受人は、水稲と施設野菜を作られる農家です。許可後も水稲と施設野菜を作られる予定です。

26 番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、水稲と果樹を作っている農家で、許可後は水稲を作られる予定です。

27 番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、水稲と施設野菜を作っている農家で、許可後は水稲を作られる予定です。

28 番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、水稲と施設野菜を作っている農家で、許可後は施設野菜を作られる予定です。

以上、4 件、地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、25 番から 28 番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして第 2 号議案、競売買受適格証明願、耕作目的、会許可分、1 件でございます。

地元委員の報告につきましては、農地法第 3 条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

では、1 番、お願いします。

23 番 梅田義弘委員

1 番について地区委員会での協議状況を報告します。

1 番については、地区委員会において、願出人に現地にお越しいただき、営農計画等について聞き取り調査を行いました。

願出人は、主に果樹を作っておられる専業農家で、農機具等も所有しておられ、適切に利用されることを確認いたしました。取得後は、柑橘類を作付けされる計画です。

地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しておらず、適格者であると協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり適格者であることに決定いたします。

　　なお、願出人が最高価格申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、申請書の提出時におきまして、その内容が競売買受適格証明書の交付と異なっていないと会長が認めたときは、許可書を交付してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請でございます。5件でございます。地元委員の報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況ご報告をお願いいたします。

　　初めに1番ですが、この件につきましては、申請人が議席番号18番嶋村委員のご親族となっておりますので、農業委員会第24条1項の規定による議事参与の制限により、議事に参与することができません。嶋村委員には1番の議事終了まで議場から退席いただきます。嶋村委員、よろしく申し上げます。

(嶋村鎮雄委員退室)

36番 北口和皇委員

1番について地区委員会での協議状況をご報告します。

1番は、貸し駐車場への転用申請でございます。申請地は、画図町所島の集落内に散在する農地でございます。農地区分は、周辺の宅地化の状況から第2種農地と判断されます。先の地区委員会で現地調査を行いました。現地は既に駐車場として利用されておりました。以前から申請地近くの保育園のほか、近隣の住民の方々などにご利用いただいているということでございました。土地の利用状況といたしましては、転用面積140㎡を5台分の駐車場スペースとして利用されております。排水は、敷地内に雨水枡を設置して集水し、その後、北側の水路へ接続放流されておりました。放流については、地元の区

長の同意済みでございました。周辺の状況は、北側が市道、南側が墓地、西側が市の環境総合センター、東側が、今回、4号議案の5番で申請されております貸し駐車場でございます。無断転用に対しましては、本来は現状復帰が原則ではないかとも考えるわけでございますが、申請人も十分反省されており、今後は一切このようなことがないようにする旨の確約もいただいております。

以上のようなことで、無断転用ではございますが、地区委員会といたしましては、今後も駐車場としての必要性が認められること、その他周辺の営農への支障もないことなどから勘案いたしまして、本件につきましては、追認もやむを得ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、嶋村委員、お入りください。

(嶋村鎮雄委員入室・着席)

議 長 　　それでは、2番、お願いいたします。

47番 藤本照義委員

2番、3番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番、3番は関連で、隣接する2筆の土地を公衆用道路に転用される申請です。3月28日の地区委員会で現地調査を行いました。現地は既に道路として利用されており、事情を伺ったところ、申請人の祖父母の代に申請地近くの戦争孤児施設「広安愛児園」からの要望で、児童たちの通行道路に提供されて現在に至っているところでした。無断転用につきましては、ご本人たちは全く知らなかったようですが、今後はこのようなことがないように十分注意しますとのことでした。周囲の状況は、西側が申請人の農地となっているほかは隣接する農地はありません。農地区分は、広がりがない小集団の農地の区域内で周辺の状況から第2種農地と判断されます。

以上、2件、地区委員会といたしましては、無断転用ではありますが、許可基準については問題がないこと、また、転用に至った経緯などからも転用はやむを得ないものと判断し、申請は妥当であるとの協

議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、4番。

3 3 番 馬原清隆委員

4番と5番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番につきまして、海路口町にお住いの申請人で、昭和42年に住宅を建設したものの、転用許可を得ていなかったものです。今回、深く反省されており、顛末書を添えて個人住宅として転用申請されたものです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の広がりがある一団の農地で、第1種農地と判断しますが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に該当するものと判断しました。また、農地を分断する転用ではございません。転用面積が妥当であるかにつきましては、適正な面積ではないかと判断いたしました。周囲の状況については、西側は宅地、北側は水路で、東と南側の隣接する農地所有者から同意を得られております。住宅は現況のまま利用するもので、排水についても浄化槽を経由して北側水路へ放流する計画で、排水同意も得られております。

5番は、海路口町にお住いの申請人で、昭和54年の自己用住宅建設後手狭になり、農業用倉庫、漁業用水槽、農業用車輛置き場を造成しておりますが、転用許可を得ていなかったものです。今回深く反省されており、始末書も添付の上転用申請されたものです。申請地は、自宅に隣接する農地で、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集団接続して設置されるもので、不許可の例外に該当するものと判断しました。また、農地を分断する転用ではございません。転用面積が妥当であるかについては、妥当な面積だと思われれます。周囲の状況は、東側は水路、北側は本人住宅であり、西側と南側の隣接する農地は申請人の所有です。雨水は自然浸透で、土砂流出等がないようにするなど被害防除についての対策を図られることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において、本人立会いのもと現地調査確認を行い、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など

一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法5条の規定に基づく許可申請でございます。35件でございます。1番、2番、11番の3件が取り下げ、13番が競売の経過報告でございますので、審議案件は31件でございます。地元委員の報告にあたりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは3番、申し上げます。

36番 北口和皇委員

　　3番、4番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　3番と4番は関連でございまして、株式会社ハピネスからの所有権移転による公衆用道路への転用申請でございます。農地区分は、広がりがない小集団の農地の地区内にあり、地区の宅地化の状況から第2種農地と判断されます。申請地は、既に道路の一部として利用されておりまして、工事は昨年9月に隣接する土地の開発工事をする際に開発区域から県道へ通じる道路が狭かったため、通行の安全性を考え、許可なく拡幅工事を行ったものでございます。本件につきましては、先月4条での申請が出ておりましたが、現地調査の際に、申請地は既に売買契約が済み、代金の授受も済んでいるとのことございました。このようなわけで、本件は4条申請ではなく、5条による許可申請が必要であるとして、4条申請については取り下げをし、改めて5条申請をするよう指導したものでございます。無断転用の経緯などから、地区委員会におきましては、現状復帰というような意見もございましたが、この道路は周辺住民の方々の生活道路としての利用も多く、工事期間中、あるいは一旦広がった道路が狭くなったことによる事故の発生等が懸念されること、また、地目変更後は熊本市へ寄附されるということでございましたので、今回は現状復帰とはせず、市へ寄附できるだけ条件を満たした道路構造とするよう、舗装の改修のみを指導いたしました。工事につきましては、先週施工され、舗装の改修は完了していることを確認いたしております。

　　以上のようなことで、無断転用ではございますが、申請者も十分反

省しているようでございましたし、許可基準につきましても満たしていると判断されますので、地区委員会といたしましては、追認もやむを得ないとの協議結果でございました。審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして5番ですが、譲渡人が議席番号18番嶋村委員の同居の親族となっておりますので、農業委員会第24条第1項の規定により、議事参与の制限により、議事に参与することができません。嶋村委員には5番の議事終了まで議場から退室していただきます。嶋村委員、よろしくお願いたします。

（嶋村鎮雄委員退室）

議 長 　　それでは、5番、よろしくお願いたします。

36番 北口和皇委員

5番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請地は、先ほどの3号議案1番の貸し駐車場に隣接しておりますので、譲渡人が4条の申請人と同一人でございます。本件につきましても、4条申請と同じく、既に駐車場としての利用がされており、現在の利用状況といたしましても、駐車台数が4台という点を除きましては、4条申請と全く同じ内容でございます。無断転用に対しましては、ご本人たちも十分反省しておられ、また、今後、一切このようなことがないようにしますとの確約もいただいております。

4条申請の中でも申し上げましたが、今後も駐車場としての必要性が認められること、また周辺の営農への支障も見受けられないことから、地区委員会での協議結果といたしましては、無断転用ではございますが、許可基準は満たしているものと判断し、追認もやむを得ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま5番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、嶋村委員、お入りください。

(嶋村鎮雄委員入室・着席)

議 長 続きますして6番。

47番 藤本照義委員

6番、7番についての地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、個人住宅建築のための使用貸借権の設定の申請です。借り人は、現在、帯山9丁目で借家住まいをされており、手狭となったために、奥さんの実家隣に住宅の建築を計画されたものです。農地区分は、以前、土地改良事業が実施されており、第1種農地と判断されませんが、申請地は集落に接続しており、面積がおおむね500㎡を超えないものであることから、不許可の例外に該当するものであると判断いたしました。土地利用計画は、転用面積297.48㎡、住宅1棟ということで、面積としては適正だと思われます。資金は、全額融資により調達される計画で、融資証明書を確認しております。排水につきましては、雨水は西側の水路に放流、汚水・雑排水は公共下水道に放流される計画で、地元農区長の同意が済みです。周囲の状況は、南側を除き農地と隣接していますが、全て貸し人所有の農地です。

7番は、有限会社クリエイトさんからの建売住宅の建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、広がりのない小集団の農地の区域内で、水道管、下水道管が埋没された道路の沿道に位置し、かつおおむね500m以内に複数の教育施設物もあることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅10棟の建築と区域内に道路を整備し利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金は、全額自己資金で賄われます計画で、金融機関からの残高証明により確認しています。排水計画は、雨水は市道側溝へ、また汚水・雑排水については、公共下水道に放流する計画となっています。周囲の状況といたしましては、西側が農地と隣接、また、北側が里道を挟み農地となっておりますが、所有者からの同意が得られております。

以上、2件の先日の地区委員会での現地調査を行い協議した結果、立地基準及び転用の確実性の一般基準について、いずれも許可基準を満たしており、申請地は妥当であることを判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま6番、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きますして8番。

37番 古川盛康委員

　　8番から10番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　8番は、使用貸借権の設定による農家住宅の申請です。申請人は、現在、土地所有者の祖父と同居しておられますが、子どもの成長に伴い手狭となり、現在の敷地では拡張できないため、今回の申請地に住宅建築を計画されたものです。利用計画は、敷地面積485㎡に農家住宅1棟と農業用倉庫1棟を建築される計画です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりや営農条件から、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。排水計画は、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は南側水路へ接続放流、汚水・雑排水については、合併浄化槽により処理後、南側水路へ接続放流される計画です。資金計画については、全て祖父からの融資で賄われる計画で、融資証明及び残高証明書で確認済みです。周辺の状況は、東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

　　9番も使用貸借権の設定による個人住宅の申請です。申請人は、現在借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となったため、祖父の所有地である申請地に住宅建築を計画されたものです。農地区分は、集落内開発制度指定区域内に位置し、10ヘクタール未満の小集団の農地で、周辺の宅地化の状況から2種農地と判断されます。排水計画は、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は南側水路に接続放流、汚水・雑排水については、南側公共下水道に接続放流される計画です。資金計画については、全て融資で賄われ、融資証明書で確認済みです。周辺の状況は、西側と北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

　　10番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、現在借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となったため、住宅建築を計画されたものです。農地区分は、集落内開発制度指定区域内に位

置し、10ヘクタール未満の小集団の農地で、周辺の宅地化の状況から2種農地と判断されます。排水計画は、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は西側市道側溝に接続放流、汚水・雑排水については、東側道路の公共下水道に接続放流される計画です。資金計画につきましては、全て建築業者からの融資で賄われ、融資証明及び残高証明書で確認済みです。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることも確認しております。

以上、3件、先の地区委員会で現地調査を行い検討をした結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものだと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま8番から10番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

11番は取り下げでございます。

続きまして12番。

12番 杉本清和委員

12番につきまして、先の地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、実家の敷地の一面を父より使用貸借し、個人住宅を建設される申請です。また、申請地に祖父の代に建設された倉庫が無断転用であったことがわかり、申請者から深く反省の旨の始末書が提出されております。農地区分は、住宅が混在する広がりのない小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画は、金融機関からの融資と、不足分は父からの贈与により賄われる予定で、融資証明などで確認をいたしております。周囲の状況は、東側が道路、西側、南側及び北側が宅地となっており、農地はありません。排水計画につきましては、雨水は地下浸透され、オーバーフロー分は西側水路に放流、生活雑排水・汚水は合併浄化槽で処理後、西側水路に放流予定で、農区長の同意は得てあります。事業計画は、既存宅地を含め240㎡の敷地に住宅1棟140㎡の建設です。

以上、1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

13番は競売結果報告でございますので、続きまして14番。

44番 志柿茂喜委員

14番から25番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、中央区米屋町の、譲受人が店舗兼住宅建設のため所有権移転をされる申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、県道並建熊本線沿いで、集落内開発制度指定区域内にあり、住宅、商社等も多く、店舗兼住宅建設の用地としては、生活環境や利便性にすぐれた場所として選定されたものです。転用面積につきましては、田の1筆221㎡であるため妥当と判断しました。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、現在、市開発景観課に事前審査の途中であります。資金計画については、金融機関の融資により賄われる計画です。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画は、市上水道より給水、排水については、雨水は自然地下浸透させ、オーバーフロー分は北側水路へ放流、汚水及び生活雑排水は、既設公共下水道へ接続するよう計画されています。周囲の状況は、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が水路で、隣接する農地はありません。工事期間は、平成25年5月1日から平成25年12月30日までの約8か月間を予定されております。

15番から19番までは関連で、これは南区近見の「社会福祉法人恩賜財団済生会」が、職員駐車場整備のため所有権移転される申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、営農条件等から第1種農地と判断され、原則不許可ですが、例外許可として、既設施設の拡張が適用されます。前回、昨年7月申請は、既存施設の拡張には接続することが必要で、里道や水路を挟む場合は、里道・水路のつけかえか用途の廃止がなければ認められないとの条件があり、水路を挟んでの申請であったため不許可となりました。今回は、施設との接続のため、2本の橋をかける計画がなされております。これは、水路に架橋あるいはふたをすることにより、既存施設と申請

地が接続し、既存施設と一体的な利用が可能な計画となっていれば、水路のつけかえか用途の廃止がなされたものとして運用するとして、県の農林水産部経営局農地農業振興課が九州農政局農林振興課に確認されての取り扱いになります。また、農地を分断する転用ではありません。これらの申請地は施設に隣接しており、同施設に勤務する職員の駐車場不足、必要台数1,789台に対して一般が555台を含む現在の駐車場1,633台、156台が不足しているため選定されたもので、今回、田11筆合計7,353㎡の転用面積に188台分の駐車場を設置する計画です。資金計画については、自己資金により賄われる計画です。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画はありません。排水について、雨水は区域内に排水路を整備し、最下流に沈砂池を経由して、既設排水路へ排水する計画です。汚水及び生活雑排水はありません。周囲の状況は、東が水路、西が農地、南が水路、北が道路で、隣接農地の所有者の同意は得ておられます。工事期間は平成25年5月10日から平成25年9月30日までの5か月間を予定されております。

20番から24番までは関連で、菊池郡菊陽町の不動産業有限会社ジョイントが建売住宅及び公衆用道路の建設のための所有権移転される申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、営農条件から第1種農地と判断され、原則不許可ですが、周辺の区域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4項により不許可の例外規定に該当するものと判断しました。農地を分断する転用ではありません。申請地は、住宅街に近接し、住環境等が整った区域で、今後、建売住宅の需要が十分見込まれるため計画されました。この申請地に19棟を建設される計画で、転用面積につきましては、田全5筆合計4,603㎡であるため妥当と判断しました。他の法令に関する許可については開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書も添付されており、また熊本市市街化調整区域における地区計画の運用基準に該当するものと見込まれる事前審査の回答も得ておられます。資金計画については、融資により賄われる計画です。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画は、市上水道より給水、排水については、雨水は側溝を設けて集水し、西側水路へ放流、汚水及び生活雑排水は、既設公共下水道へ接続放流をする計画をされています。周囲の状況は、東が道路、西が水路、南と北が農地で、隣接する農地の所有者の同意は得られております。工事期間中は、平成25年6月1日から平成27年5月31日までの約2年間を予定されております。

次に、25番は、砂原町の申請人が、農家住宅建設のため、使用貸

借権の設定をされる申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがあり、基盤整備等の状況から、甲種農地と判断されますが、集落に隣接して設置されるものとして認められることから、不許可の例外事由に該当すると判断いたしました。また、農地を分断する転用ではありません。申請人は、現在、アパート住まいで、兼業農家を営んでおり、借家が手狭で耕作地にも遠いため、農地に近く、便利な親所有の申請地に新しく農家住宅建設を計画されたものです。転用面積は、田1筆の500㎡で、甲種農地の基準以内で問題はありません。また、資金計画については、自己資金と融資により賄われる計画です。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られることを確認しております。給水計画は、市上水道より給水、排水については、雨水は敷地内で自然浸透させ、オーバー分は集水枡から東側水路へ放流、汚水及び生活雑排水は、市下水道へ接続放流するよう計画されています。浄化槽を設置し、処理後、北側排水路へ放流するよう計画されています。周囲の状況は、東が農地と水路、西が農地、南が水路、北は道路で、隣接農地の所有者の同意は得られております。工事期間は、平成25年7月1日から平成25年12月30日までの約6か月間を予定されており、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと思われま

す。以上、12件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、これらの案件は、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面からも検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長 　　ただいま14番から25番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして26番。

33番 馬原清隆委員

26番から28番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番につきまして、申請人は、親子の間柄で、家族の増加に伴い親の住宅を建てかえることになり、既存の農業用倉庫をやむなく解体

することになったため、農業用倉庫のための使用貸借権設定の申請です。申請地は、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、1種農地と判断されます。自宅に近く、苗床にも近いため、この土地を選定されました。転用面積は妥当であるかにつきましては、進入路・農業用倉庫及び作業場という内容で、適正な面積ではないかと判断いたしました。周囲の状況については、北西の進入路は西側道路に接し、周辺農地の所有者からは同意が得られております。給水・生活雑排水はなく、雨水は浸透枘で地下浸透させ、オーバー分のみ排水管により水路へ放流する計画であり、排水同意も得られております。資金・信用については、自己資金により残高証明の提出を確認しております。工事計画は、平成25年4月から3か月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

27番につきまして、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。譲受人は、現在、神奈川県に住んでおりますが、申請地の北側に1人で住んでいる義理の母の生活扶助等を考え、個人住宅の建設をするものです。申請地は、集落内開発制度指定区域内で、譲受人の義理の母の住居の隣ということからこの土地を選定されました。現在、現地調査において申請地を確認したところ、農地区分は、小集団の農地区分区域内で、周辺の宅地化の状況から第2種農地と判断します。転用面積が妥当であるかにつきましては、個人住宅1棟ということで、適正な面積ではないかと判断いたしました。他の法令に関する許可の見込みについては、開発許可が必要になりますが、事前審査の申し出書の提出が済んでおります。周囲の状況については、水路、宅地等に囲まれ、隣接する農地はありません。給水は、既設の給水管より引き込み、排水計画については、雨水は集水し西側水路へ放流、生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理後西側水路に放流するように計画されており、排水同意も得られております。資金・信用については、融資証明の提出を確認しております。工事計画は、平成25年4月から8か月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

28番につきまして、個人住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。借り人夫婦は、所有者の娘夫婦で、アパート住まいで手狭になり、実家近くに個人住宅を建設するものです。申請地は、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、甲種農地判断されますが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に該当するものと判断しました。転用面積が妥当であるかにつきましては、個人住宅1棟ということで、適正な面積ではないかと判断いたしました。他の法令に関する許可の見込みについては、開発許可が必要になりますが、事前審査の申し出書の提出が済んでおります。周囲の状況については、東側は水路、北側は市道で、西と南の隣接する農地所有者の

同意を得ています。給水は、東側国道より給水管を接続引き込み、排水計画については、雨水は排水枡を設置し、東側水路内側溝へ放流、生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理後東側水路内側へ放流するよう計画されており、排水同意も得られております。資金・信用については、融資証明の提出を確認しております。工事計画は、平成25年5月から8か月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、3件について、先日の地区委員会において、本人立会いのもと現地調査確認を行い、立地基準並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま26番から28番について地元委員の報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます29番です。

28番 園田操委員

29番について先日の地区委員会での協議を報告します。

29番の借人は、父の所有する農地を使用貸借し、露天の農業用資材置き場を計画される転用許可申請です。借り人は、父より経営移譲を受けた後継者で、主に米、麦、メロンを作付けされています。農業用機械の大型化や種類の多様化に従い、機械及び農業用資材の保管場所が手狭になったため、今回、農業用資材置き場として転用許可申請されるものです。農地区分につきましては、特定土地改良事業の施工区域内にあり、第1種農地と判断されます。1種農地は、原則不許可ですが、農業用の施設などに該当すると認められることから、不許可の例外事由に該当すると判断いたしました。農地を分断する転用ではありません。転用面積につきましては、トラクターやコンバインなど農業用機械一式とビニールハウス資材などを置かれる計画で、適正な面積ではないかと判断します。周辺の状況は、北側は道路、ほかは水路に囲まれており、隣接する農地はありません。給水はなく、雨水のみを東側水路に放流され、同意書も提出されています。資金計画につきましては、自己資金で賄われ、銀行の残高証明書で確認できています。期間は許可後平成25年12月末までを予定されており、速やか

に予定どおり利用されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、転用許可基準は満たされるものと判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま29番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして30番。

21番 山口謙藏委員

30番につきましては、駐車場用地のための転用申請です。農地区分は、農地の広がり小規模であるため2種農地と判断されます。申請地は、前回の地区委員会の現地確認において、既に砂利を入れてあり、駐車場として利用されていたため継続審議となっておりますが、今回の現地確認においてほぼ改善されており、法的手続がされていなかったことを深く反省され、始末書も提出されています。申請理由として、最近、仕事の依頼がふえるにつれ従業員もふえ、大型車両等も増加したため、駐車スペースが手狭になったことによるものです。転用面積については、車輛数、駐車場の計画から妥当な面積ではないかと判断されます。給水計画と汚水・生活雑排水はなく、雨水は敷地内に自然浸透されます。周囲の状況は、西側のみ隣接する農地がありますが、申請地の周りにコンクリートブロックを設置し、土砂流出、日照等に影響がないように対策を図られることを確認しております。

以上、先日の地区委員会で現地確認、検討の結果、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして31番。

4 5 番 内田康喜委員

3 1 番から 3 3 番について、地区委員会での協議状況を報告します。

3 1 番から 3 3 番につきましては関連です。北区武蔵ヶ丘 5 丁目の有限会社ナイトウコーポレーションが、北区楠 1 丁目の畑 5, 4 4 5 m²を取得し、宅地と公衆用道路とされる申請です。申請地は、市街化区域に隣接していること、また、学校、病院等の公共施設や大型商業施設にも近接しているなど、生活環境にすぐれ住宅地としての需要が見込まれることから選定されております。農地区分は、申請地のうち 3 1 番につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、かつ申請地のおおむね 5 0 0 m 以内に学校、病院があることから、第 3 種農地、3 2 番、3 3 番の 2 筆につきましては、おおむね 1 0 ヘクタール未満の宅地化の状況にある農地であるため、第 2 種農地と判断されます。土地利用計画といたしましては、宅地 1 6 区画、面積にしまして 3, 4 4 6 m²の造成のほか、公衆用道路、調整池などを整備し利用される計画です。なお、事業内容が宅地分譲を目的とした土地の造成等のみであるため、転用は原則不許可とされておりますが、本件は地区計画の区域内における開発行為であり、農地等施行規則第 4 7 条第 5 号トの規定により、不許可の例外に該当するものと判断いたします。開発許可が必要となりますが、同時に手続中です。資金については、計画を賄う額の融資証明、預金残高証明により確認しております。給水は、既設の市上水道より、雨水は新設道路内に側溝を設け、新設調整池に集水し、流出抑制後の処理水を、既存の市道側溝へ放流するよう計画されております。汚水・雑排水は、公共下水道に接続放流される計画です。周囲の状況は、東側は道路、西・南側は宅地、北側は農地ですが、隣接農地所有者の同意は得られております。工事期間は平成 2 5 年 6 月 1 日から 2 5 年 9 月 3 0 日までの 4 か月間を予定されており、許可後、直ちに目的どおりに施工される予定です。

以上、3 件、先の地区委員会においての現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断しております。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま 3 1 番から 3 3 番まで地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして 3 4 番。

4 6 番 前田道弘委員

3 4 番、3 5 番について地区委員会での協議状況を報告します。

3 4 番は、太陽光発電設備の申請です。譲渡人は、相続で申請地を取得されましたが、農業はされておらないため、有効利用を検討されておられたところ、主に不動産を営んでおられ、申請地の隣接地でも不動産を管理しておられる有限会社池部製材所が、環境に優しい太陽光発電設備を設置される計画をされました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東側は私道、西側と南側は市道、北側は農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透され、オーバーフロー分は、道路側溝へ放流される計画です。工事期間は4月20日から11月30日までの7か月間の予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

3 5 番は、借り人が現在住んでおられる借家が手薄になったため、集落内開発制度指定区域にある借り人の父親所有の申請地に個人住宅の建築の申請をされるものです。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分は、宅地化が進んでいる状況にあり、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側は宅地、東側は道路、南側は道路と宅地、西側は農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、個人住宅として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、地下浸透され、オーバーフロー分は、ため枡を経て南側道路側溝へ放流、生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理後、同じく南側道路側溝へ放流する計画です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないよう対策を図られていることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前審査の回答書が提出済みです。工事期間は6月1日から9月30日までの4か月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、2件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま3 4 番から3 5 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

北嶋農業振興係長

第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてご説明いたします。

お手元にお配りした、新たに差し替えました一枚紙の農用地利用集積計画（1号）をごらんください。所有権移転から利用権設定の再設定までは、この一枚紙でご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細18ページの1番から19ページの10番までで、7番が削除により合計9件でございます。1番から6番が公社への売り渡し、8番から10番が相対による売買です。面積は9件合わせまして、田 9, 912㎡、畑 2, 752㎡の合計 12, 664㎡で、売買価格は、備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細、20ページの11番から、36ページの37番までと、追加案件、一枚紙出しております1件を合わせまして、貸手21名、借手24名の件数28件です。契約期間別では、6年未満が19件、6年以上10年未満が1件、10年以上が8件で面積は28件合わせまして、田 97, 602㎡、畑 51, 158㎡の合計148, 760㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稲、大豆、果樹、施設野菜、麦、飼料及び工芸作物です。

次に再設定分です。明細、36ページの38番から、37ページの43番までで、42番が削除により、合わせまして、貸手5名、借手3名の件数5件です。契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が2件で、面積は5件合わせまして、田 11, 567㎡、畑 2, 053㎡の合計 13, 620㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稲、施設野菜及び飼料です。

利用権移転からは、17ページの表を用いてご説明いたします。

次に、利用権移転です。こちらは明細38ページの44番から45番までで、譲渡人1名、譲受人1名の件数2件になります。契約期間別では、全て6年未満で、面積は、2件合わせまして田のみの4, 244㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲です。

次に、農地所有者代理事業です。これは、農地利用集積円滑化団体

が農地の所有者から相手先を指定せず農地の売り渡し、貸し付けについての委任を受け、相手先の選定及び協議等を行い、所有者を代理して売買や貸借の事務手続を行う事業です。明細、38ページの46番で、譲渡人1名、譲受人1名の1件になりまして、契約期間は10年以上で、面積は田のみの1,982㎡です。権利の種類は賃借権で、利用内容は露地野菜です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借上と転貸です。明細、38ページの47番が熊本宇城農業協同組合による借上1件で、明細、39ページの48番が借り上げた農地の転貸1件です。契約期間は全て10年以上で、面積は田のみの9,529㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権、利用内容といたしましては、水稲です。

以上、1番から48番及び追加案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているのでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願8件でございます。地元委員の報告にあたりましては、対象農地、耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。それでは1番、お願いします。

37番 古川盛康委員

1番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番につきましては、贈与税の納税猶予対象農地についての、引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。願出人は、現在、願出の農地を含め、約1町ほどを耕作されており、経営内容は水稲と露地野菜を栽培されております。対象農地につきましては、地元委員が現地を調査した結果、全ての農地が願出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されております。

地区委員会といたしましては、証明書の交付に対し何ら問題ないと

の協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、2番。

12番 杉本清和委員

2番、3番につきまして、先の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願いです。願出人は、みかんを栽培されている専業農家で、地区委員が確認したところ、対象農地17筆について全筆農地として適正に管理・耕作が行われておりました。

3番も、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願いです。願出人は、みかんの外、梨や梅を栽培されている専業農家です。地区委員が確認したところ、対象農地8筆について、6筆については適正に管理・耕作が行われておりましたが、2筆については、農地として適正に管理・耕作が行われておらず、願出人より速やかに農地に回復するとの申し出があり、来月の地区委員会で再度確認することといたしました。

以上、2件、地区委員会において検討した結果、2番については全筆証明することとし、3番については、来月の地区委員会で再度確認を行うことで継続審議とするとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かございませんか。3番については継続審議でございます。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、4番。

33番 馬原清隆委員

4番につきまして地区委員会での協議状況をご報告します。

4番につきましては、地元委員がご本人への聞き取り調査と現地の確認を行っております。調査結果といたしましては、願出人は、専業農家で、米とナスを作付けされております。対象の農地3筆につきましては、水田として適正に利用されていることは確認できております。この調査結果を踏まえ地区委員会で協議した結果、対象農地全てについて願出人自ら引き続き農業経営を行っていることが認められ、証明書の交付につきましては何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、5番。

38番 吉田一幸委員

5番について地区委員会での検討内容について報告いたします。

5番は、北区太郎迫町にお住いの願出人より贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。本案件は、願出地の一部に農地として適正な管理がなされていない土地があったため、3月の総会において継続審議となった案件です。願出人より問題の土地1筆については一時的に農地外として利用したが、農地へ復元し、適正な管理を行いますとの申し出がありましたので、今月の地区委員会において願出人立会いの上、再度現地調査を行いました。調査の結果、農地への復元途中で完了しておりませんでした。願出人に再度確認したところ、来月の地区委員会まで完了し、確認を受けたいとのことでしたので、地区委員会において協議した結果、継続審議とするとの結論に至りました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、5番については継続審議ということであり

ます。

続きまして、6番。

3番 谷口憲治委員

6番から8番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

この3件は全て3月の総会において継続審議となっていた案件でございます。

6番につきましては、全7筆のうち1筆が地籍調査によりまして他の2筆に合併されて、土地の所在がはっきりしておりません。そのために継続審議となっております。現在、税務署が対象農地を確定するための調査中でありまして、現地調査するまでには至っておりませんので、引き続き継続審議をお願いいたします。

7番につきましては、全17筆のうち1筆について、一部に農家住宅が建っておりまして、敷地内の配置がはっきりしなかったため継続審議となっております。現在、これも税務署が対象農地を確定のための調査中でありまして、現地調査に至っておりません。引き続き継続審議をお願いいたします。

8番につきましては、全5筆のうち1筆が地籍調査によりまして土地の所在がはっきりしておりません。そういうことで、継続審議となっておりますが、この件も、現在税務署が対象農地を調査中でありまして、そのため、現地調査に至っておりませんので、引き続き継続審議をお願いいたします。

以上、3件とも農地の所在が明確となっておりますので、3件とも継続審議をお願いしたい旨、確認をいたしております。

以上、協議結果でございました。審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 長 ただいま、6番から8番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、6番から8番まで継続審議といたします。それでは、追加議案、農業委員の辞任同意についてを上程いたします。

農業委員会等に関する法律第24の規定により、委員は、自己に関する事項については、その議事に参加できないこととなっております。恐れ入りますが、坂田誠二委員は本件の審議の間、退室をお願いいたします。

(坂田誠二委員退室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

千原副事務局長

追加議案についてご説明を申し上げます。

熊本市長から市長選任農業委員の辞任に伴う農業委員会の同意についての依頼がまいっております。内容は、市議会推薦の市長選任農業委員坂田誠二委員から辞任したい旨の願いが提出されておりますので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるというものでございまして、追加議案は4月30日付で坂田委員の辞任に同意するかどうかをご審議願うものです。よろしくお願いを申し上げます。

議長 ただいま事務局から農業委員の辞任同意についての説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、追加議案、農業委員の辞任同意については、議案のとおり同意することにいたします。
それでは、坂田委員、お入りください。

(坂田誠二委員入室・着席)

議長 それでは、次に、総会次第5の報告事項に入ります。職員の任免について、事務局から報告あります。

千原副事務局長

ご報告申し上げます。

本来であれば、下川新事務局長が、説明を申し上げるところですが、実は、会議が急遽入りしましたので、私よりご説明を申し上げたいと思います。

お手元に、「職員の任免について」というのが配ってあるかと思いません。ごらんください。実は、ことしの3月31日付で、福田北区分室長をはじめ、緒方参事、浦上主任主事の3名の方が定年で退職をされました。また、4月1日付で、富嶋主幹が希望退職されました。また、定期異動で、濱田事務局長、西原係長、清寄主任主事が市長部局に転出をされております。新しく、今申し上げましたように、下川事務局長が農水商工局から来られております。また、ここに、今3名新しい

職員がおりますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。
まず、北区分室長の永田でございます。

永田北区分室長 永田です。よろしくお願いいたします。

千原副事務局長 次に、小林総務係長です。

小林総務係長 小林と申します。よろしくお願いいたします。

千原副事務局長 次に、大津主任主事。彼には、利用権設定の担当してもらいます。

大津主任主事 大津と申します。よろしくお願いいたします。

千原副事務局長 ほかに、女性の職員が2名。岩本主任主事には、農地係の担当を、
川野主任主事には年金の担当をしてもらいます。

また、以前、農地係は2つ分かれておりましたが、今回1つにして
おります。1つにして農地係長兼主幹という形で、引き続き村上主幹
が担当をします。また、今回の異動で昇任された方が2名おりますが、
今日はここに来ておりませんのでご紹介いたしません、ここに書いて
あるとおりでございます。ご一読ください。

以上でございます。ご報告を申し上げます。

議長 ありがとうございます。

次第の「その他」について、本日は特にございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終わりました。

なお、本総会において決議されました案件については、その条項、
字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定に
より、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに、ご異議
ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、本総会において決議された案件の整
理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

高橋補佐 以上で、本総会に付議されました案件は、全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉会 午後4時40分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成25年4月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 牛嶋 弘

署名委員 村上 智弘

書 記 北野 隆広